

令和 7 年度予算

財務省

2025年 4 月 9 日

令和7年度予算の修正フレーム（衆議院修正＋参議院修正）

（単位：億円）

歳 出	歳 入
○いわゆる高校無償化関係 1,064 ・全世帯を対象とする支援金の支給に係る収入要件の事実上撤廃 等 ○高額療養費関係 160 ・見直し全体の実施の見合わせ ○地方交付税交付金 ▲2,056 ・所得税収減に伴う法定率分の減（※1） ○予備費 ▲2,605	○税収 ▲6,210 ・所得税の基礎控除の特例の創設 ○税外収入 2,793 ・独立行政法人納付金・基金返納金等（※2） ○公債金 ▲ 19
計 ▲3,437	計 ▲3,437

（※1）交付税特別会計の出口ベースの地方交付税交付金は減額しない。

（※2）預金保険機構や独立行政法人都市再生機構からの納付金、ワクチン生産体制等緊急整備基金からの返納金など。

（※3）社会保険に係る年収の壁による働き控えの解消に向けた措置（R7年度63億円）のため、労働保険特別会計予算を修正。交付税特別会計及び東日本大震災復興特別会計についても、所得税収の減に伴い所要の予算修正。

令和7年度予算フレーム（衆議院修正＋参議院修正後）（概要）

（単位：億円）

歳 出	R 6 当初	R 7（政府案）	R 7（修正後）	増減 （対R7政府案）	増減 （対R6当初）
一般歳出	677,764	682,452	681,071	▲1,381	+3,308
社会保障関係費	377,193	382,778	382,938	+160	+5,745
社会保障関係費以外	290,571	299,674	298,133	▲1,541	+7,562
うち防衛力整備計画対象経費	77,249	84,748	84,748	—	+7,498
うち一般予備費	10,000	10,000	7,395	▲2,605	▲2,605
物価・賃上げ促進予備費	10,000	—	—	—	▲10,000
地方交付税交付金等	177,863	190,784	188,728	▲2,056	+10,865
国債費	270,090	282,179	282,179	—	+12,089
計	1,125,717	1,155,415	1,151,978	▲3,437	+26,262

歳 入	R 6 当初	R 7（政府案）	R 7（修正後）	増減 （対R7政府案）	増減 （対R6当初）
税収	696,080	784,400	778,190	▲6,210	+82,110
その他収入	75,147	84,525	87,318	+2,793	+12,171
うち防衛力強化分	21,261	26,659	26,659	—	+5,398
公債金	354,490	286,490	286,471	▲19	▲68,019
4条公債（建設公債）	65,790	67,910	67,910	—	+2,120
特例公債（赤字公債）	288,700	218,580	218,561	▲19	▲70,139
計	1,125,717	1,155,415	1,151,978	▲3,437	+26,262

（注）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

高校無償化（令和7年度先行措置分）

令和7年度予算修正額
+1,064億円

＜自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）＞（抜粋）

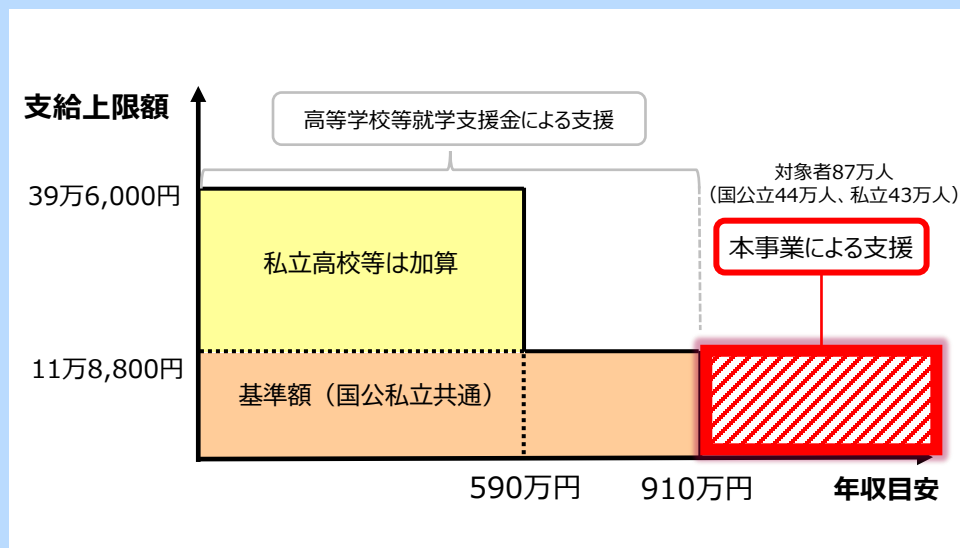
I 教育無償化

① いわゆる高校無償化

- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

○収入要件の事実上撤廃【10/10補助】 +1,049億円（新規）

- ◆ 高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公立共通の基準額である上限11.88万円／年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

◆ 手続きのイメージ

➤ 令和7年7月

- ・ 生徒等が就学支援金を申請

➤ 数か月後

- ・ 就学支援金判定事務が完了
- ・ 所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、**年額分を一括支給（※）**

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等を想定

○高校生等奨学給付金の拡充【1/3補助】 147億円→152億円（+5億円）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現。

○公立専門高校の施設整備の拡充【1/3補助】 681億円→691億円（+10億円）の内数（増額分は産業教育施設整備に充当）

- ◆ 産業教育のための実験実習施設整備の支援を拡充するため、公立学校施設整備費を増額。

参 考

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（抜粋）①

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り合意する。

令和7年2月25日

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事実による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育 保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

II 現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減

社会保障改革による国民負担の軽減を実現するため、主要な政策決定が可能なレベルの代表者によって構成される3党の協議体を設置する。

以下の点を含む、現役世代の増加する保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策について、令和7年末までの予算編成過程（診療報酬改定を含む）で論点の十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、令和8年度から実行に移す。

- ・ OTC類似薬の保険給付のあり方の見直し
- ・ 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底
- ・ 医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現
- ・ 医療介護産業の成長産業化

上記の検討に当たっては、

- ・ 政府与党として、令和5年12月22日に「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等を決定し、2023年度から2028年度にかけて、歳出改革等によって実質的な社会保険負担軽減の効果を1.0兆円程度生じさせるとされていること
- ・ 公明党として、令和6年9月20日に「公明党2040ビジョン（中間とりまとめ）」を公表し、生活習慣病等の予防・重症化予防、健康づくりの推進、がん検診等の充実による早期発見・早期治療、多剤重複投薬対策や重複検査対策などを進めることで医療費適正化の効果も得られるとされていること
- ・ 日本維新の会として、令和7年2月20日に「社会保険料を下げる改革案（たたき台）」を公表し、国民医療費の総額を、年間で最低4兆円削減することによって、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間6万円引き下げるとされていること

を念頭に置く。

III 働き控えの解消

社会保険に係るいわゆる年収の壁による働き控えの解消に向けて、「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施する。従来、「年収106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとし、その際、中小・小規模事業者への支援強化や使い勝手の更なる向上等を行う。この措置は、労働保険特別会計において臨時に行う時限的措置とし、第三号被保険者制度のあり方を含めた「年収130万円の壁」に関する制度的な対応のあり方について更に検討を進める。

IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育 保育の支援については、更なる負担軽減 支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減 支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

以上